

いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立天草高等学校倉岳校

1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・ いじめられている本人からの訴え
- ・ 他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・ 教師の発見、気づき
- ・ いじめについてのアンケート年3回（7月・12月・2月）実施

・ 通報窓口（生徒指導主事）
TEL : 0969-64-3121

2 初期対応（発見者・担任・学年主任等）

- ・ 生徒の主張を第一に尊重し、すべて受け止め、迅速に対応する。 ・ 情報源を明かさない。
- ・ いじめた側の生徒の考え、行為を正確に把握する。
- ・ 具体的な事実、情報を収集し正確に把握する。
- ・ 第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- ・ 事実と周辺情報を区別する。
- ・ 報告：発見又は連絡を受けたものは、速やかに報告する。（学年主任→生徒指導主事→教頭→副校長→校長）

3 いじめ防止対策委員会

校長・副校長・教頭・事務長・保健主事・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当・人権教育主任・各学年主任・関係職員
※外部関係機関協力者（拡大委員会開催時）

学年会 ↔

生徒指導部会 ↔

- ・ 情報、事実の正確な把握と確認に努める。
- ・ 情報収集を行い、現状認識のうえ情報の共有化を図る。
- ・ いじめの背景にあるものの本質を理解する。
- ・ 対応レベルを検討し、具体策を対策部会（各委員会）に指示する。
- ・ 必要に応じて、拡大委員会（専門機関員・医療機関員）を招集し、助言を得る。

校長・副校長・教頭

- ・ 体制の確立
- ・ 保護者、地域等への対応
- ・ 必要に応じてPTA等への説明
- ・ 臨時保護者会（学年・学校）

状況を報告し、学校の取組への理解と協力を依頼する

4 緊急職員会議（全職員）

- （1）情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- （2）指導方針の共通理解と支援体制
- （3）共通理解を図り、統一された指導に努め

警察関係機関
早めの相談と連携

5 具体的な対応

※担任だけで処理せず、学年部・生徒指導部・全職員での対応を原則とする。（役割分担）

- ① いじめられている生徒への支援（対応）担任、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー など
 - ・ 心の支えになることを第一に考える。（共感）
 - ・ 生徒の成長を促す指導を心がける（援助）
- ② いじめている生徒への指導（対応）担任、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問 など
 - ・ 生徒の話を途中で遮らず、理由を聞く。（理解）
 - ・ いかなる場合でもいじめは許されないことを理解させる。（援助）
- ③ 傍観者等全校生徒への指導（対応）担任、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問 など
 - ・ 傍観はいじめを助長することであることを指導し、いじめを許さない心情を高めていく。
- ④ 保護者への連絡・対応（対応）担任、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問 など
 - ・ 家庭訪問し、事実を正確に伝達する。
 - ・ 保護者の心情の理解と共感
 - ・ 事後の密な連携
- ⑤ 地域への対応（対応）副校長、教頭、生徒指導主事 など

6 報告

- ・ 報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・ 対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討を行う。

7 指導の継続

事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を練る。